

北海道地方最低賃金審議会の意見に関する公示

北海道労働局一般公示第4号

令和3年8月5日北海道地方最低賃金審議会から北海道最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、北海道の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条及び同法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和3年8月20日までに北海道労働局長あて(札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第一合同庁舎)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和3年8月5日

北海道労働局長 上田 国生



記

北海道最低賃金の改正に係る北海道地方最低賃金審議会の意見の要旨

北海道最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の区域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 889円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり